

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号		88888		※市町村ごと に異なります	
整 理 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係	経理部		
		氏名	古河 太郎		
		電話	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇 (内線 123)		
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡		1. 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須) 9 月分まで納入 (10月10日納期分) 3. 普通徴収		円 1,200,000 控 除 社 会 保 険 料 額 円 60,000	

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括
徴収が基本となります。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		徴 収 予 定 額 合 計	
1. 異動が令和6年12月31日までで、申し出があったため (8 月 24 日 申 出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	
2. 異動が令和7年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため		9・20	104,400 円	円	
異 動 者 印	乙 野		円	104,400	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入
する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)			
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		
フリガナ	コウノタロウ		
氏名又は名称	乙 野 太 郎		
代表者の職氏名印	印		
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		

※市記入欄

納入書 要 ・ 不要

□ 特ヌキ

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)			
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		
フリガナ	コウノタロウ		
氏名又は名称	乙 野 太 郎		
代表者の職氏名印	印		
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		

【提出先】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係

用紙はコピーして使用可能です